

— 御山稼ぎと入山料 —

富士登山を中心とした観光業は、須山村にとって重要な産業であり、収入源でした。御師を中心に先達・強力・せんだつ ごうりき

かるじり うまか ご
軽尻・馬駕籠人足・茶屋・店など村を挙げての体制ができていたと思われます。村では、「富士山登山道の整備を行うこと。先達・強力せんだつ ごうりきの者は定められた賃金以外の祝儀をねだってはいけない。石室や茶屋で商売する者は相場に応じて値段を決めること。旅人に対してガサツな扱いをしてはならない。」などの掟を定め、毎年、浅間神社にて村民全員で確認し、破る者は山での商売を禁止しました。

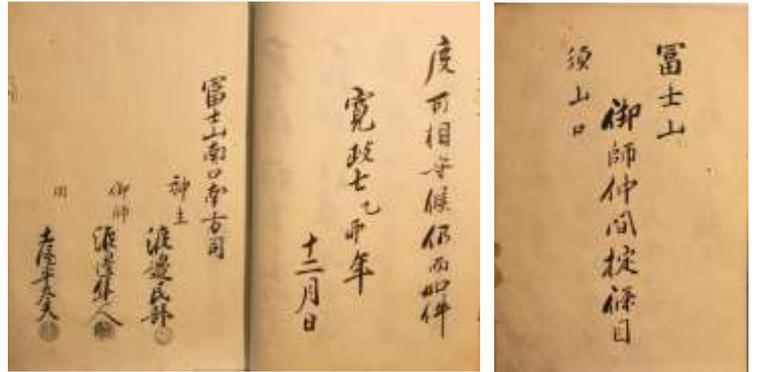
須山村の御師・百姓の中には石室（山小屋）を経営していた人がいましたが、石室は自由に売買されたり、貸し借りされたりしていました。

寛政7年(1795)、神主・御師がまとめた『御師仲間掟條目』には、「神職の心構え、檀家への留意点、参詣者と宿のこと、登山者の荷物と御山役のこと、病人や病死した人の扱い、博奕禁止のこと、登山時の案内のこと、馬士人足・茶屋・店・石室での商売のこと。」など、富士登山に関係した掟が詳細に書かれています。

平成25年世界遺産への登録を契機にして、静岡・山梨両県は、富士山環境保全の財源として任意で1000円の協力金を徴収しています。では、江戸時代はどうかと言いますと、入山料（御山役）を徴収していました。その証拠となる史料が御師渡邊家と須山区に残されていました。通称『山切手』と呼ばれ、南口（須山口）にて御山役を支払ったことを示す領収書で、登山者はこれを山頂の嶽役所の役人に渡しました。他の史料に御山役として60文を支払ったという記録があり、現在の2000円相当になるとみられます。須山口で徴収された金額の何割かは、各地にある浅間神社の本官で、富士山八合目以上を所有していた浅間大社に上納されました。

『覚』は天明5年(1785)に浅間大社の役人小見文左衛門より須山村に出された文書で、浅間大社が須山村から登山者96人分の山役銭2貫文を受け取ったことが記されています。

このように江戸時代、富士登山での商売のルールがしっかりと定められていたこと、そして入山料の仕組みが整えられていたことがわかります。



『御師仲間掟條目』御師が定めた掟



『山切手』



『賣渡し申證文之事』石室の売渡し



『覚』浅間大社からの山役銭の受領書